

登戸ピノキオ保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 正道会
所 在 地	長崎市かき道3丁目1-11
電 話 番 号	095-865-6011
代 表 者 職 氏 名	理事長 松尾 肇浩

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	登戸ピノキオ保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市多摩区生田2丁目20-23
電 話 番 号	044-819-5581
施 設 長	松尾 健
受 入 年 齢	生後5か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児 5人 1・2歳児 19人 3歳以上児 36人
開 設 年 月 日	平成31年4月1日

3 併設施設

登戸ピノキオ保育園(以下「当園」という。)は、障害児通所支援(児童発達支援と放課等デイサービス)を一体的に運営する多機能型事業所である「ピノキオプラス登戸」と自主事業である「学童クラブ みんぷれ登戸」を運営する「登戸ベース」を併設する。

(1) 開所時間：(ピノキオプラス登戸) 9時～18時

(みんぷれ登戸) 学校日は放課後～18時、学休日は8時～18時 ※延長可

(2) サービス提供時間：

(ピノキオプラス登戸) 9時半～18時

(3) 対象年齢：(ピノキオプラス登戸) 児童発達支援 0歳～6歳(未就学児)

放課後等デイサービス 6歳～18歳

(みんぷれ登戸) 小学1年生～6年生

(4) 対象者：(ピノキオプラス登戸) 受給者証をお持ちの方

(みんぷれ登戸) 近隣の小学校に通う方

4 施設の目的及び運営の方針

当園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育をおこない、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

(1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。

- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこないます。
- (4) 当園は、障害を持つ子どもも、持たない子どもも共に育ち合うインクルーシブ保育の実践をおこなう為、隣接する障害児通所支援事業所ピノキオプラス登戸と保育所人員の兼務及び設備の共用をおこなう。人員の兼務に関しては、基準配置数を満たした上でおこない、設備の共用に関しては設備基準を超えた面積について共用する。

5 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷地面積	498.35㎡	
園舎の構造・規模	木造2階建て	
園舎面積	466.40㎡	
園庭面積	224.03㎡	ピノキオプラス登戸と共用

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
0・1歳児室	1室	64.61㎡	
2歳児室	1室	57.12㎡	
3・4・5歳児室	1室	81.10㎡	
調理室	1室	17.39㎡	
事務室	1室	19.78㎡	医務スペース含む

6 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
副園長兼主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	14人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士	2人	栄養管理、献立作成、給食調理業務
調理員	4人	給食調理業務
事務員	1人	事務業務
その他	16人	保育補助、調理補助、用務などの業務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの年齢と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

7 保育の提供をおこなう日及びおこなわない日

当園が保育の提供をおこなう日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

8 保育の提供をおこなう時間

当園が保育の提供をおこなう時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供をおこなう時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供をおこなう時間を短くする「慣れ保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供をおこなう時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供をおこなう時間を短くする「慣れ保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

9 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7及び8に記載する日及び時間において、保育の提供をおこないません。

(2) 3歳以上児への主食・副食の提供

3歳以上児に対しても別途主食代と副食代を受領し、主食と副食の提供をおこないません。

(3) 一時保育事業

10 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。
お支払方法は、別途お知らせします。

11 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	中野島糖尿病クリニック
医師名	大津 成之
所在地	川崎市多摩区中野島3丁目13-8 中野島駅前メディカルヴィレッジA 2F
電話番号	044-281-8817

(2) 歯科

医療機関の名称	いとう歯科医院
歯科医師名	伊藤 準之助
所在地	川崎市高津区下作延6丁目4番10号 YSビル1F
電話番号	044-850-1184

13 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供をおこなっているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：川崎市立多摩病院 診療科：小児科、アレルギー科、整形外科など 所在地：川崎市多摩区宿河原1丁目30-37 電話番号：044-933-8111
受診医療機関②	医療機関名：聖マリアンナ医科大学病院 診療科：小児科・新生児科、総合診療内科など 所在地：川崎市宮前区菅生2丁目16-1 電話番号：044-977-8111

14 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・避難用リュック 有 ・ミネラルウォーター 有 ・非常用電源 有 ・備蓄米・食糧 有 ・懐中電灯 有 ・毛布 有
緊急時の伝言方法	コドモンまたは緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。
避難場所	枳形中学校（川崎市多摩区枳形1丁目22-1）

15 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備をおこなうとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

16 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 副園長兼主任保育士 平山 香菜子 ・苦情解決責任者 園長 松尾 健 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。</p>	
第三者委員	北見 博孝	電話番号 044-900-0457
		役職・肩書等 土淵自治会 相談役
	斉藤 晴美	電話番号 044-922-0539
		役職・肩書等 生田地区社会福祉協議会 委員

17 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保険の内容	保育所の管理下における児童等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）をおこなうものです。

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度のお知らせ」を御確認ください。

18 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬はおこないません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

令和 年 月 日

保育園名：登戸ピノキオ保育園

説明者職氏名：園長 松尾 健

私は、本書面に基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、登戸ピノキオ保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額1,000円 ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円 スポット1食 100円
主食代	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円
副食代	3歳以上の児童に提供する副食代を実費で御負担いただくもの	月額4,500円 ただし、年収360万円未満相当世帯、及び第3子以降の子どもについては、副食代の負担は無し
行事代	博物館などに園外活動などで入館する際の入館料などを実費で御負担いただくもの	都度その料金
ICカード再発行手数料	ICカードを紛失された場合の再発行手数料を実費で御負担いただくもの	1枚423円

※必要に応じて購入していただくものがありましたら、その都度お知らせ致します。

個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整をおこなうこと。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供をおこなうこと。
- ・ 保育の内容や児童の様子をお伝えするため、写真を掲載したものの掲示をおこなうこと。

登戸ピノキオ保育園 園長 松尾 健 様

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：